

第 83 回焼津市都市計画審議会議事録

開催日時：令和 6 年 1 月 29 日（月）

14：00～16：30

場 所：焼津市役所 会議室 7A

開会	
事務局 鈴木主幹	<p>定刻となりましたので、ただいまより第 83 回焼津市都市計画 審議会を開催いたします。本日はお忙しいところご出席いただき誠にありがとうございます。本日の進行をさせていただきます都市計画課計画担当主幹の鈴木です。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>はじめに委員の皆様を紹介させていただきます。</p> <p>お手元の名簿に記載されている順番で、お名前を呼ばさせていただきますので、恐れ入りますが、その場でご起立いただき、自己紹介をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>まず、学識経験者から常葉大学大学院教授、池田浩敬委員です。合同会社デザイン・アープ代表、川口良子委員です。焼津商工会議所専務理事、村松文次委員です。焼津漁業協同組合専務理事、久保山悦広委員です。焼津市農業委員会会長、村松章委員です。一般社団法人志太建築士会、伊東陽介委員です。続きまして、焼津市議会から、川島要委員です。秋山博子委員です。岡田光正委員です。続きまして、関係行政機関又は県の職員から、島田土木事務所所長、内山賀津高委員です。志太榛原農林事務所所長、増田浩章委員です。焼津漁港管理事務所所長、八木宏之委員です。続きまして、市民代表として、焼津市自治会連合会会長、岡本康夫委員です。焼津市民生委員児童委員協議会、浦田清美委員です。焼津市環境審議会、多々良尊子委員です。議事に入る前に、資料の確認をさせていただきます。事前にお配りした資料とは、次第、資料 1 委員名簿、資料 2 座席表、議案書、議案附図、参考資料、資料 3 です。それでは、ここで一点、議案附図の訂正をお願いします。議案附図 11 ページの中央下側に記載している、建築面積と延べ面積について、数値に誤りがありましたので、机の上に置かせていただきました新しい資料に差替えをお願いします。不足の資料がありましたらお声掛けください。よろしいでしょうか。それでは、議事に入らせていただきます。焼津市都市計画審議会運営規程第 6 条により会長が会議の議長となることが規定されています。昨年の都市計画審議会において、指名推薦により池田浩敬様が会長になられておりますので、ここからの</p>

	進行は、池田会長にお願いさせていただきます。池田会長よろしく お願いいたします。
池田会長	本日の会議につきましては、委員 15 名全員にご出席いただきました ので、『焼津市都市計画審議会第 5 条』の規定により、過半数以上の 出席と認め、会議は成立していることを報告いたします。 次に会議の公開について、委員の皆様にお諮りします。『焼津市都市 計画審議会公開要領第 3 条』の規定に基づき、本日の案件は、同要 領第 2 条の個人情報に関する事項など、例外的に非公開とする場合 の規定に該当しないことから、会議は公開とし、傍聴を認めるとと もに、『焼津市都市計画審議会運営規定第 8 条』の規定に基づき、議 事録も公開としてよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし
池田会長	本日の議事録署名人ですが、川島委員にお願いしたいと思えますが よろしいでしょうか。
川島委員	はい
池田会長	ありがとうございます。
議案第 1 号 志太広域都市計画下水道の変更について	
池田会長	それでは、議事を進めさせていただきます。 議案第 1 号『志太広域都市計画下水道の変更について』、事務局から 説明をお願いします。
下水道課 山田主幹	議案第 1 号『志太広域都市計画下水道の変更について』、下水道課よ り説明いたします。本案件の内容は、議案書の 1 ページから 4 ペー ジでございます。議案附図の 1 ページ、「汚水位置図」をご覧ください。 本案は、下水道計画における汚水区域の縮小変更を行うものです。 既存の計画では、赤破線で囲まれた主に市街化区域の 1,715ha を汚 水区域としておりましたが、二級河川瀬戸川以北、二級河川黒石川 以南の未整備区域を区域から外し、赤実線で囲まれた 1,138ha に縮 小変更を行います。なお、議案附図 5 ページ「位置図」の雨水区域 は既存区域から変更は行わないものとします。 議案書の 3 ページ、「変更理由」をご覧ください。 焼津市の公共下水道は、昭和 40 年に基本構想を策定、昭和 43 年に 基本計画を立案、昭和 44 年に焼津駅を中心とする既成市街地 495ha を排水区域として都市計画に定め、以降、市街化の拡大とともに 11 回の変更を経て、市街化区域において排水区域 1,715ha を定めてい ます。 公共下水道の整備進捗状況は、令和 4 年度末で約 550ha と 3 割強に 留まっており、人口減少や節水意識の向上による汚水量の減少が見 込まれる中、公共下水道の整備が進まないことが課題であります。 このため、全体計画における既排水区域について、国（国土交通省、 農林水産省、環境省）が示す「持続的な汚水処理システム構築に向

	<p>けた都道府県構想策定マニュアル（平成 26 年 1 月）」に基づき、下水道処理系統や地形地物要件などを踏まえ集合処理・個別処理について経済性を含み総合的な比較を行い、排水区域の見直しを実施しました。その結果、集合処理に比べ個別処理の方が経済的に有利な区域を排水区域から除外するため、本案のとおり都市計画を変更するものです。この排水区域の変更に伴い、下水管渠の八楠汚水幹線及び汐入石津汚水幹線を廃止し加えて、浜通汚水幹線及び大村新屋汚水幹線は都市計画に定める要件である「1,000ha 以上の流域を担う主要な管渠」から外れるため、都市計画を廃止します。</p> <p>また、排水区域変更に伴い下水処理場の必要処理能力が低減されることから、汐入処理場の区域を一部廃止し、石津汚水中継ポンプ場及び梅田汚水中継ポンプ場を廃止します。</p> <p>議案書 4 ページについて、変更前の計画が下段、変更後の計画が上段の記載です。</p> <p>本審議会に付議するにあたり、昨年 7 月から 8 月にかけて、地元自治会を対象とした説明会 15 回およびパブリックコメントを開催しました。地元説明会では、公共下水道区域を縮小することに対する反対意見はありませんでした。生活排水処理の違いによる市民負担の差や不公平はないかといった意見がありましたが、施工費および維持管理費に大きな差はないことを説明いたしました。案の縦覧を昨年 12 月 11 日から 12 月 25 日までの 2 週間行いましたが、意見書の提出はありませんでした。</p> <p>なお、変更及び決定の告示につきましては、本審議会の議を経たうえで、本議案と、後ほど説明する議案第 2 号と議案第 3 号を、令和 6 年 3 月までに告示する予定としています。</p> <p>以上で、議案第 1 号『志太広域都市計画下水道の変更について』、説明を終わります。</p>
池田会長	<p>ありがとうございます。ただいま説明がありました、議案第 1 号『志太広域都市計画下水道の変更について』、委員の皆様からご意見やご質問等がございましたらお願いします。</p> <p>今回説明がありましたように、個別処理の方が経済的に有利な区域を廃止したということです。それに伴って下水処理場の一部の区域を廃止、計画をして作っていなかったポンプ場も廃止するという事です。いかがでしょうか。</p>
秋山委員	<p>ご説明いただきありがとうございます。変更理由の中ほどに集合処理に比べて、個別処理の方が経済的に有利な区域を、排水区域から除外するといったことが書かれております。それで、この変更理由の読み上げの後の説明で、市民の負担の差はどうかという、住民説明会での質問に対して、施工・維持管理に大差ないと。これは市民にとって大差ないということだと思えますけれども、そうしますと、この変更理由のところの経済的に有利な区域ってというのは、具体的に、どういった比較がされたのか。これは、市にとってとい</p>

	うことになると思いますが、もしそこが分かれば教えてください。
下水道課 山田主幹	ご質問いただきありがとうございます。集合処理、個別処理、それぞれございますが、集合処理は公共下水道の整備、個別処理は合併処理浄化槽の整備です。市の方で施工費と維持管理費、かかる分を計算しまして、市民というより市の行政側で出す負担の経済性の方を比較いたしまして、判断に至ったところでございます。
秋山委員	そういうことだと思いますけれども、具体的に比較して、数字がどうだったか、もし分かれば教えていただけますか。
下水道課 山内課長	<p>公共下水道の場合ですね、公共下水道を築造する上での工事費の一部を負担してもらい、受益者負担金がまず賦課としてあります。市の方で道路に下水管を入れてから、各家庭に公共枿を設置します。この公共枿から各家庭の排水を接続する工事を、各個人に負担してもらいます。維持管理については、下水道使用料を負担していただきます。</p> <p>合併処理浄化槽につきましては、合併処理浄化槽の設置費、それと合併処理浄化槽に、各家からの排水を結ぶ接続費が、まず工賃としてかかります。ここについては、合併浄化槽の補助金が設置替えについては、最大 65 万円の補助が出ております。維持管理については、浄化槽の場合に年に 1 回、汚泥が溜まるものですから、それを抜き取り清掃と水質検査、年 3 回の保守点検委託等がございます。ブロワーの電気代、それらを踏まえますと、維持管理費・設置費については、一般的に考えますと、接続工事の延長により各家庭違いがございますので、仮に排水設備の工事費を 55 万円に設定した場合に、持ち出しとしては 60 万円程度になり、それで公共下水の方も 60 万円程度になります。</p> <p>維持管理についても、おおむね 4 万円から 5 万円、どちらもかかるといった形でございます。以上です。</p>
秋山委員	今ご説明いただいたのは、市民にとってということだと思うんですけども、行政コストのお話があったので、その具体的な比較がありましたら教えてください。
下水道課 山田主幹	行政側のコストということで、枝線ですとか幹線ですとか道路上に埋設されている管渠、あと処理場の処理能力に対しての整備費を算出しまして、それと、合併処理浄化槽の設置費と維持管理費を比較しております。具体的な数字については今ここでは申し上げることができませんが、それらを比較した結果、公共下水道の方が有利なのか、合併処理浄化槽の方が有利なのかを算出しております。
池田会長	ありがとうございます。他にいかがでしょうか。
久保山委員	<p>公共下水道の役割と言いまししょうか、周辺環境の環境改善という意味から、非常に大きな役割を果たしていると思っております。</p> <p>そういう中で、今説明がございましたが、社会情勢、人口が減ってきますと、節水意識も高まっているという中で、見直しをすることは、合理的なことだと思っております。なおかつ、見直しについて</p>

	<p>説明会を15回やって、特段ご意見はなかったと理解しますが、それら対応をさせていただいているということで、この議案については、賛成をしたいと思います。一点だけ、整備率が3割強にとどまっていると書いてありますが、これは、全体の排水区域の1,715haに対しての整備率だと思いますが、事業認可を取った部分でいくと当然もっと高い整備率だと思いますので、その辺をまた、お話をさせていただければありがたかった。3割と聞くと少ない数字な気がしますけども、認可を取ったところは整備していただいていると思います。これは、意見ですが、以上です。</p>
下水道課 山内課長	<p>今、委員がおっしゃるとおりに、3割というのは全体の1,715haの中での割合であります。これは今、全体計画の話ですけど、事業実施するところは事業計画区域になります。事業計画に対して、550haできております。今回、事業計画区域が702haのうち550haできていたところでございます。ただし、今回の全体見直しの中で、その部分も含めて、縮小をする形となります。</p>
池田会長	<p>ありがとうございます。他にいかがでしょうか。</p>
多々良委員	<p>現在、私が住んでいる地域も合併浄化槽ですが、そこで、いくつか気になる点があるので伺います。まず、点検とか業者さんが最近、働き方改革で営業所がだんだん縮小して、スタッフの方が減ったりして、なかなか難しいじゃないかという点です。あるいは汚泥の処理をお願いしても、タイミングによってはかなり順番待ちになることがあります。経済的側面以外で、これから高齢化も進みますので、個別に浄化槽を適正に管理していく上での問題点があると思います。経済的側面以外の問題点を、何かもし検討されていたら、伺いたいたいんですが、よろしく伺います。</p>
池田委員	<p>それでは事務局からお願いします。</p>
下水道課 山内課長	<p>浄化槽の場合は、今おっしゃったとおり、個人で管理をしてもらいます。浄化槽については、ご本人様が、保守点検業者と契約をしてもらい管理しています。その状況を見て基本的には、年1回清掃する形でございます。</p> <p>数年前まで、ご指摘のあったとおり、清掃が行き届かない部分や遅延が発生し、申請に対してすぐに対応できない状況でしたが、体制を強化しまして、清掃の遅延等は今現在なく、申請があれば速やかに対応しております。それと、管理にしても清掃にしても、その辺をしっかりやらないと、浄化された水にはならないので、ホームページやチラシ等で、しっかりと適切な管理を推進してございます。</p> <p>いずれにしても、もし、今契約している管理業者が対応できないという話になれば、申し訳ないですけど、別に何社も管理業者がございまして、その中で、必要に応じて、管理業者の変更もあるのかもしれない。</p>
多々良委員	<p>どうもありがとうございます。下水道の計画の廃止と併せて、やはり合併浄化槽を個人が管理するという問題点を、これからも</p>

	ぜひ、目配せしていただければと思います。ありがとうございます。
池田会長	ありがとうございます。他に何か、よろしいでしょうか。ご意見、ご質問等ございますでしょうか。
増田委員	都市計画の方は詳しくないものですから、今回の中で汚水のエリアが狭まって、雨水はそのまま変わらないということですが、雨水のエリアについては、市としてどういう施策やサービスが、残されているのでしょうか。教えていただきたい。
池田会長	事務局からお願いします。
下水道課 山内課長	<p>焼津市の公共下水道につきましては、汚水と雨水を別々に排除する形での整備をしております。汚水については下水管に集めて、小川港の近くにありす汐入処理場の方に水を集めて、浄化して放流してでございます。雨水については、幹線水路を計画的に整備してございます。</p> <p>先ほど事業計画の話をしました。整備する前には事業計画を立てることになります。今までは汚水と雨水の両方を整備しないと拡大できませんでした。汚水管の整備というのは、下流側から順番に整備しなければなりません。焼津の場合は平坦な土地で、下水道管は自然勾配をつけて整備しますので、事業費が嵩みます。そのため、なかなか事業が進みませんでした。今後は、雨水だけで事業を進めることができるので、より計画的に推進できるように取組む予定でございます。従いまして、今現在、雨水整備ができていないところについて、新たに計画を立てて実施に向けて取り組んでいきたいと考えてございます。</p>
増田委員	そうすると、汚水の管と雨水の管は、全く別のルートですか。
下水道課 山内課長	はい、そのとおりです。雨水の方はそのまま、2級河川や海に放流しています。
池田会長	他にいかがでしょうか。
川島委員	住民説明会ですけども、いつ頃どういう形で行われているのか教えていただけますか。
下水道課 山田主幹	説明会ですが、今回、区域の変更のある自治会を対象に、公民館、市役所、消防防災センターを会場に、7月6日を初日としまして、最終日が8月9日、1週間に3回程度、行った状況でございます。
川島委員	昨年、市議会議員の選挙がありまして、あの地域を回ってましたら、いつになったら下水道工事してくれるんだっていう声が、何人かからありました。静岡から引っ越してきて、もう何十年も待っているという、そういう声も昨年聞かれたものですから、いつ頃、住民説明会が開催されたか確認だけ。じゃあ、夏にやっていただいて、自治会単位ですね。わかりました。私自身は、計画には賛成をしたいと思いますけども、住民の皆さんにそういう方もいたものですから、確認させていただきました。

池田会長	ありがとうございます。他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。
川口委員	今回、エリアから外れるところは、まだ、下水道は供用されていない場所であり、地図を見させていただくと、もう随分と住宅地が張り付いている状況で、現実暮らしの中で、汚水処理は、古いものは単独で、少なくとも、汚水の処理は合併処理でやられているお宅が概ねだろうと思います。はっきり言いますと、そこに新たな下水道で、公共下水道を引いた場合に、各地で起こる問題として、合併処理に対して投資をしているので、新たに公共下水に接続することをためらうというか、なかなか進まないという現実もあると思いますので、まだ供用されていないエリアで、既に汚水処理が合併浄化槽で進められているエリアの地図を見させていただくと、そういうところかと思えます。先ほどもお話があったように、個人の負担として、汚水を管理していくこととなりますので、そこに対してはきちっと、住民の方への留意を忘れることなく、進めていただければ、今の状況を考えると、妥当ではないかなと思っています。意見です。
池田会長	ありがとうございます。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。今、ご意見ありましたように、やはり、概ねこの計画自体については、賛成だけれども、個別管理になるにあたっての様々な課題っていうのに、しっかり対応していただきたいというご意見が出たように思います。それでは、ご意見出尽くしたようですので、議案第1号『志太広域都市計画下水道の変更について』、お諮りします。ご異議ございませんでしょうか。
委員一同	異議なし
池田会長	ありがとうございます。それでは、議案第1号『志太広域都市計画下水道の変更について』、原案通りとさせていただき、市長にその旨答申いたします。
議案第2号 志太広域都市計画都市緑地の変更について	
池田会長	続いて、議案第2号『志太広域都市計画緑地の変更について』、事務局から説明をお願いします。
事務局 田中主任主査	都市計画課の田中です。よろしくお願いたします。 議案第2号『志太広域都市計画緑地の変更について』、説明させていただきます。 議案附図の6ページ、「位置図」をご覧ください。 本案は、栃山川南側にあります一色清掃工場から大井川港にかけて、国・県・市が共同で整備を進めている都市計画緑地、潮風グリーンウォークの南端部の区域を変更するものです。 議案書の7ページ、「変更理由」をご覧ください。 潮風グリーンウォークは令和2年に都市計画決定され、栃山川から大井川港にかけて、国が粘り強い構造を目指し実施する既存海岸堤防の補強と合わせ、市が堤防陸側に背面盛土と樹林による整備を行

	<p>っており、当該海岸堤防と一体となった整備により、松林と駿河湾や伊豆半島の眺望を活用した水辺レクリエーションネットワークの形成を図っています。</p> <p>令和2年の都市計画決定以降に区域外で計画されていた、潮風グリーンウォークに接続する背面盛土構造が決定し、潮風グリーンウォーク取合い部の盛土構造が変更になったことから、本案のとおり区域を変更するものです。</p> <p>議案書の8ページをご覧ください。</p> <p>今回変更する、「潮風グリーンウォーク」の計画概要です。面積は約11.5haから約0.1ha増えて、約11.6haとなります。</p> <p>議案附図の7ページ、「拡大図」をご覧ください。</p> <p>赤色で色付けされており、黄色斜線で網掛けしていない区域が今回の変更範囲です。</p> <p>また、案の縦覧を昨年12月11日から12月25日までの2週間行いましたが、意見書の提出はありませんでした。</p> <p>以上で、議案第2号『志太広域都市計画緑地の変更について』の説明を終わります。</p>
池田会長	<p>ありがとうございます。ただいま説明がありました議案第2号『志太広域都市計画緑地の変更について』、委員の皆様からご意見やご質問等ございましたらお願いいたします。これはご説明にありましたように、海岸堤防の背面盛土の構造が決定したことにより、それに合わせて緑地の区域の変更をするということになると思いますけれども、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。ご意見、ご質問等はございませんようですので、議案第2号『志太広域都市計画緑地の変更について』、お諮りします。ご異議ございませんでしょうか。</p>
委員一同	異議なし
池田会長	<p>ありがとうございます。それでは、議案第2号、『志太広域都市計画緑地の変更について』、原案とおりとさせていただきます、市長にその旨答申いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号『特殊建築物の敷地の位置について』、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>議案第3号 特殊建築物の敷地の位置について</p>	
建築住宅課 大石主査	<p>焼津市建築住宅課の大石です。よろしく申し上げます。</p> <p>この度は、議案附図の面積に誤りがありまして、差替えになりましたこと申し訳ありませんでした。</p> <p>それでは、第3号議案についてご説明いたします。</p> <p>本案件は、建築基準法第51条ただし書きの許可に係る特殊建築物の敷地の位置について、御審議をお願いするものでございます。</p> <p>本案件の内容は、議案書の9ページから10ページにございます。</p> <p>初めに、本案件に関係する、法律の概要につきまして、ご説明いた</p>

します。

参考資料をご覧ください。

建築基準法第 51 条では、「卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。」とされておりますが、ただし書の規定により、「特定行政庁が市町村都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合においては、この限りではない。」とされています。

法文中の、「政令で定める処理施設」につきましては、建築基準法施行令第 130 条の 2 の 2 に定められており、本案件は、第 1 号に掲げる、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 5 条第 1 項のごみ処理施設」、一般廃棄物処理施設で「1 日当たりの処理能力が 5 トン以上のごみ処理施設」に該当します。

次に、申請者及び建築物の概要について、ご説明いたします。

議案書の 10 ページ、「建築物の概要書」をご覧ください。

申請者は、環境のミカタ株式会社 代表取締役 渡辺和良。

敷地の位置は、焼津市利右衛門字天王 1049 番 1 外 17 筆で、敷地面積 6,886.84 m²です。

環境のミカタ株式会社は、本申請地近傍にある第 1 工場において、建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可を取得し、産業廃棄物及び一般廃棄物の破碎及び固形燃料製造を行い、再資源化を行っています。また、本申請地においては、今回の計画に伴い、産業廃棄物処理施設としての建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可を取得しており、許可に先立ち、静岡県都市計画審議会の議を経ている状況です。

今回の計画は、SDGs 等による循環型社会への需要が拡大する中、増加する需要に応えるため、また、焼津市から受託する一般廃棄物を受入れている既存の第 1 工場において、機器故障等の問題が起こった際のリスク分散のため、新たな一般廃棄物処理施設を設けるもので、計画により、破碎施設及び固形燃料製造施設の一般廃棄物の 1 日当たりの最大処理量が、廃プラスチック類で 100.8 t、木くずで 104.0 t、紙くずで 99.2 t となり、建築基準法施行令第 130 条の 2 の 2 第 1 号に定める処理能力 5 t 以上となるため、建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可が必要となったものです。

次に、敷地と施設の位置について、ご説明いたします。

議案附図の 8 ページ、「付近見取図」をご覧ください。

申請地は、図の下部、申請地と記載のある赤色で塗られた位置です。大井川港の近くに位置し、市街化区域内にあります。用途地域は工業地域で、特別工業地区にも指定されています。申請地北側は、幅 15m 程の川を挟み、無指定の市街化調整区域、申請地東側は、都市計画道路の志太東幹線を境に、工業専用地域となっており、都市計

画で用途が決定される以前から、工業施設が集積している地域です。産業廃棄物及び一般廃棄物は、赤色の矢印で示すとおり、東名高速道路や国道 150 号などにより、各方面から申請地に搬入されます。また、搬出の経路は、青色の矢印のとおり、市道 0102 号線を経由して東名高速道路への搬出となります。

付近には、学校、幼稚園、保育園、病院などはなく、直近で、敷地北側に約 500m離れたところに、焼津市立大井川南小学校があります。

議案附図の 9 ページ、「付近見取図・周辺建物用途」をご覧ください。申請地は、図の中央部、赤線で囲み黄色で塗られた場所です。申請地周辺は、工場や倉庫が多く立地しています。近くに住宅が 2 件あり、内 1 件は空き家です。住宅は、いずれも用途地域が無指定の頃からある、既存不適格建築物です。

議案附図の 10 ページ、「周辺状況写真」をご覧ください。申請地は、図の中央部、赤線で囲み黄色で塗られた場所です。

①から⑥と、⑨が、運搬経路に係る道路の写真、中央上部にある⑦が申請地南側の隣地の写真、右下にある⑧が申請地北側の川の写真になります。写真⑨の都市計画道路、志太東幹線は、昨年 11 月 21 日に開通しましたが、こちら側からの出入りは、現時点ではありません。今回計画の増築工事が完了した後、交通上支障とならないよう、左折入場、左折退場となるような、志太東幹線側からの出入りが可能か、静岡県などへ相談したいと聞いております。

議案附図の 11 ページ、「配置図兼場内運搬経路図」をご覧ください。こちらは、敷地内の配置及び搬入出等の経路を示した図になります。オレンジ色の線で囲まれた部分が申請地で、茶色の線で囲われた部分が破碎施設と固形燃料製造施設のある建築物となります。また、建築物内の赤点線で囲み青色で塗られた部分が破碎施設と固形燃料製造施設となります。

左側の部屋にある、既存の圧縮梱包施設、油圧ギロチン、圧縮機の 3 台の機械は、許可対象外で、こちらの部屋では、圧縮、切断作業を行っています。

参考に、一般廃棄物の搬入から搬出までの流れについて、ご説明いたします。

一般廃棄物の処理経路は、先に静岡県都市計画審議会で審議された、産業廃棄物のものと同じになります。

搬入される廃棄物は、赤色の矢印で示されており、トラックスケールを介して仮置場に置かれます。その後、作業スペースで大まかな選別を行い、受入れコンベアに運ばれます。受入れコンベアに運ばれた後は、破碎機、固形燃料製造機を通して、固形燃料化され、保管施設に集められます。集められた固形燃料は、青色の矢印で示されたとおりに、搬出されます。

搬出された固形燃料は、国内の高炉及び電炉メーカーへの販売、工

	<p>場内の発電施設の燃料や、県内の温浴施設のボイラー用燃料などとして納入されます。</p> <p>次に、本計画が周辺に及ぼす影響について、ご説明いたします。</p> <p>今回の計画に先立ち、環境のミカタ株式会社から、騒音規制法や振動規制法、静岡県生活環境の保全等に関する条例などの法令等に基づく、生活環境影響調査の実施報告を受けており、交通、騒音、振動、大気質、悪臭、水環境の各項目において、周辺環境に及ぼす影響は殆どないことを確認しています。</p> <p>具体的に、交通については、本計画による搬入出車両の増加量は、産業廃棄物と一般廃棄物のものをあわせて32台であり、主要な道路である県道の交通量増加率は0.28%と微量です。また、騒音、振動については、いずれも環境基準値内となっています。大気質、悪臭、水環境については、対象施設が悪臭や排水を発生させるものでなく、更には屋内に設置されるなど、いずれも、周辺環境に影響を及ぼさないものと考えています。</p> <p>近隣への対策としましては、施設を全て屋内に設置すると共に、出入口に自動高速シートシャッターを設置することで、出入口部分からの騒音等の漏れへ配慮しています。その他、申請地南側の住宅敷地沿いに、防音壁を設置するなどの対策を行っております。</p> <p>隣地住民に対しては、個別に事業計画の説明を行うと共に、地元説明会を実施しており、特に反対意見等は無かったとのこと。これに加え、地元自治会等とは、「公害等の防止に関する協定書」を締結していることもあり、地元の同意は得られているものと考えています。</p> <p>本施設の周辺に及ぼす影響、周辺の土地利用状況等を総合的に勘案した結果、本施設の敷地の位置は都市計画支障がないと認め、許可したいと考えております。</p> <p>以上で説明を終了いたします。</p> <p>ご審議の程、よろしく願います。</p>
池田会長	<p>ありがとうございます。ただいま説明がありました議案第3号『特殊建築物の敷地の位置について』委員の皆様からご意見やご質問等をお願いいたします。これは、この審議会で支障がないかどうか確認しなきゃいけないということですので、是非色々なご意見、ご質問等をお願いいたします。いかがでしょうか。</p>
村松委員	<p>稼働時間ですが、住宅が隣接していますので、16時間とありますが、何時から何時までか確認をしたいです。</p>
建築住宅課 大石主査	<p>現状は、8時から17時までの、8時間稼働となっております。許可上は16時間稼働となっておりますが、受け入れに関しては、平日の9時から16時までとなっております。受け入れ時間については今後も変わらないということで、確認させていただいております。</p>
村松委員	<p>実際は8時から17時まで稼働して、受け入れが9時から16時、そうすると、夜遅くは何時まで作業をすると住民は説明を受けている</p>

	のか。
建築住宅課 大石主査	住民説明会では、同様の8時から17時までと、説明をされていると認識しています。許可上は今回設置する破碎施設と固形燃料製造機、こちらの機械の能力のマックス連続で運転できる時間です。機械の能力に合わせて時間設定をしている状況になるものですから、実際の稼働する時間とは、時間がずれている状況です。
村松委員	騒音が出ることを住民の方に説明してもらったそうですが、防音壁があると言っても音はゼロではないですから、就寝している時間に作業がないようにしてもらう方が良いのではないかと。実際には8～17時が大きな音が出る時間帯と一応推察はしますが、それだけです。ありがとうございました。
池田会長	ありがとうございます。他にいかがでしょうか。
秋山委員	私は、焼津市に住んでいますのに、環境のミカタ株式会社さんが、こういう工場を稼働していると全然知らなかったの、恥ずかしいんですが、今回、県の生活環境影響評価で、特に問題がないというので確認をしたいと思います。また、自治会と協定を結んでいる環境について、審議会の時に生活環境影響評価の評価書とか、自治会と結んだ協定とか、その辺の文書、資料をいただくと、審議が深まるとは思います。今いただけるものはあるでしょうか。
建築住宅課 大石主査	現在、手持ち資料として所持しているものはありますが、環境のミカタ株式会社、申請者さんに対して、そちらの資料を今回の都市計画審議会でも、配布あるいは閲覧するというような説明をいたしません。改めて確認をさせていただいて可能であれば、また後日メールになるのか、こういった方法になるのか、お示しできるような格好を取ればと思います。すいませんが、よろしくお願いいたします。
秋山委員	是非いただきたいと思えます。それからもう一点。 第1工場に加えて新しく工場を作るので、処理能力が1日いくつと出されていますが、第1工場の処理能力に加えて、この新しい工場が来ることによって、処理能力はプラスのもので、合計ということではないと思えます。そもそも、第1工場でいくつだったものがこれだけになるとか、そういう比較もあるといいと思いました。それから、議案を見た時に、例えば渋滞のこととか、大気・水質・騒音・振動がどうなるのか気になるとは思いましたが、大体、お答えいただきました。車は大体32台/1日増ということで、微量であるということですが、市内からと市外から、搬入されるものの割合等もわかれば、ありがたいなと思いました。また、資料を追加いただければ、ということでもよろしいでしょうか。
池田会長	いかがでしょうか。
建築住宅課 大石主査	そういう資料をお示しすることが可能か、環境のミカタ株式会社へ確認したいと思えますので、よろしくお願いいたします。
池田会長	これからの審議において、資料はない形となりますが、よろしいでしょうか。

秋山委員	構わないです。
岡田委員	確認でございますけれど、現在、環境のミカタさんは高柳の方とか、それから本社は前島でしたっけ、この地域に3か所ぐらい同じような施設を持っていると思います。その辺も含めて、これからまだまだ増えてくのか、どのような状況でこの話がでてきたのか教えていただけますか。
建築住宅課 大石主査	こちらの申請者様は、現在、自社の工場を5工場持っています。その中で、今回のような許可を取得しなければならない焼津市内の施設は、第1工場の1つ、それから、今回の第3工場で1つ、となっております。それに加えて、現在、新たな新工場の建設を予定していると話を聞いております。これに関しましては、特に廃プラスチックを中国が輸入するにあたっての規制がかかっていたり、先に説明をさせていただいたSDGs等への意識の向上が重なりまして、かなり需要が伸びているので、新たな工場を計画していると聞いております。
池田会長	ありがとうございます。他に意見、ご質問がございましたら。
八木委員	説明ありがとうございます。先ほど、今回の申請地の北側500mの程度のところに小学校があるとのこと説明だったんですが、今回の申請地に隣接する道路自体がこの小学校の通学路に指定されているのでしょうか。
建築住宅課 大石主査	通学路に関してですが、今回、搬入出経路として使用する経路の一部に、確かに通学路が重なっている部分もございます。それに関して、安全対策が気になると思いますが、小学校の通学路になっている部分は、歩道が整備をされている道になっていますので、子供たちに対する安全対策という点では、支障はないと考えております。
八木委員	わかりました。ありがとうございます。
池田会長	ありがとうございます。他にご意見、ご質問はよろしいでしょうか。では、事務局から。
建築住宅課 大石主査	すいません。事務局から申し訳ございません。初めにご質問いただいた16時間の関係で、補足の説明をさせていただければと思います。16時間の計算ですが、午前5時半から午後の9時半、こちらを想定して16時間としております。実際には、朝の8時から夕方の17時までの8時間の稼働と想定をしております。
池田会長	想定と言うのは、何の想定ですか。
建築住宅課 大石主査	16時間の想定と認識をさせていただきましたが、機械をマックスで動かせる16時間という想定です。動かすとしたら何時～何時と想定しておかないと、例えば、夜中に動かしますといわれると、問題があります。実際は8時間稼働を予定していますが、16時間稼働させるとしたら、いつになるのか時間設定をさせていただいている状況です。
池田会長	あくまで16時間というのは、機械の性能であって、16時間動かすとしたらここだけ、実際には8時から何時までだよということですよ。

	ね。
川口委員	<p>現実問題として働く人の状況等を考えると、通常の 8 時～17 時、9 時～18 時という想定がされたと思います。多分、16 時間とここで想定をしておかなければいけない背景に、私共が理解しなければいけないものの 1 つとして、今回のような災害が起こった時に、どこかで木くず・紙くず・その他廃棄物が不測の事態で増えた場合、時間をシビアな想定をしてしまうと、この能力を持っていて受け入れられる能力があっても、それができないことも想定されます。一定の幅を最初にとっておくことは、そういうことへの留意にもなると思っております。</p> <p>ですから、現実には稼働するときには通常はこうであると、きちっと記録に残しておいていただいて、とにかくこの廃棄物処理の時に、不測の事態に山積みになる状態のことを考えると、この廃棄物の処理が円滑に行われる環境を焼津市として取っておくことは非常に重要かと思っておりますので、こういう時間想定も、許容されるのではないかと考えています。以上です。</p>
池田会長	ありがとうございます。能力最大を発揮するとすれば、そういうことになるということですね。わかりました。はい、どうぞ。
秋山委員	この工場のあるところは、今回、新たに増設するからではないですが、災害の際にというお話がありましたけど、こちらの場所が抱えているリスクもあると思います。それに対しては何らかの対応と、そういった企業として対応の準備といえますか、その辺の体制は説明いただいているのでしょうか。その辺がわかりましたら教えてください。
建築住宅課 小山課長	直接のリスクになるかどうかですが、まず第 1 工場と同じような処理業を営んでおります。こちらの第 1 工場が不測の事態で機械が壊れてしまったときに処理ができなくなると、廃棄物が山のようになってしまいます。そういうリスク回避も全て含めて、今回の第 3 工場を開設したいと聞いております。以上です。
秋山委員	当然、この場所は沿岸にありますので、防災危機管理といえますか、BCP と言いますか、そういったものは企業として十分対応されていると思いますが、その辺も言及されたり、確認されたことがあれば、教えていただけますか。
建築住宅課 大石主査	地震に対する対応について、建物の耐震性に関しましては、同じ建築基準法の中で確認をさせていただいています。例えば津波の対応や、工場がまるっきり稼働しなくなった時に、どういう動きになるのかに関しましては、そこまでの具体的なお話は伺っておりません。
秋山委員	今、色々な企業で BCP を進めてくださいと、市も働きかけていると思いますが、その辺も確認していただけるといいと思います。お願いします。
池田会長	ありがとうございます。他にいかがでしょうか。それでは他にご意見、ご質問等無いようですので、議案第 3 号『特殊建築物の敷地の

	位置について』、お諮りします。ご異議ございませんでしょうか。
委員一同	異議なし
池田会長	それでは議案第3号『特殊建築物の敷地の位置について』、原案どおりとさせていただきます、市長にその旨答申いたします。
議案第4号 焼津市立地適正化計画(案)について	
池田会長	続きまして、議案第4号『焼津市立地適正化計画(案)について』、事務局から説明をお願いします。
事務局 鈴木主幹	<p>議案第4号「焼津市立地適正化計画(案)」について、説明いたします。着座にて失礼します。本案件の内容は、議案書の11ページでございます。それでは別冊の資料3「焼津市立地適正化計画(案)」をご覧ください。</p> <p>1ページをご覧ください。焼津市の市街地の状況ですが、昭和30年代から実施した焼津漁港や焼津駅周辺の土地区画整理事業をはじめ、都市計画道路を中心とした都市基盤の整備が展開されてきました。主な市街地は、交通拠点の焼津駅、西焼津駅、焼津ICや全国有数の水揚げ高を誇る焼津漁港があり、「新しい都」である中部地域拠点といった主要な拠点到に囲まれ、整備された都市計画道路を中心に起伏のない平坦な居住地や、生活に必要な施設が立地した比較的コンパクトな市街地が形成されています。</p> <p>2ページをご覧ください。立地適正化計画であります。人口減少・少子高齢化が進む社会にあっても、都市の持続性を維持するため、駅などの中心拠点や生活拠点へ、日常生活に必要な様々な都市機能を誘導、集積し、さらに、居住をその周辺や、利便性が高い公共交通の沿線に、緩やかに誘導するまちづくりの計画で、関連する分野と連携を図りながら人・ものが集積された拠点と公共交通ネットワークが連携した都市構造の構築を目指す計画です。3ページをご覧ください。本計画は、市街地が比較的コンパクトに形成されている本市においても、人口減少時代を迎えたことで、全国の地方都市と同様に、人口の低密度化の進行により、空き家や空き地などの低未利用地が増加することで、生活に必要な医療、福祉、商業施設などの都市機能の維持や、地域コミュニティの維持に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、その対応として、生活利便性が高い市街地の形成と各地域の拠点を中心としたまちづくりが連携した、都市構造の構築による、住みやすく、笑顔あふれる市民生活の実現を目指すことを目的として、計画を策定するものです。</p> <p>4ページの下段をご覧ください。ここでは、立地適正化計画で具体的に定める事項を記載しています。本計画は、目指すべき将来都市像やその実現にむけたまちづくりの方針を定め、市街化区域内に、具体的に医療・福祉・商業といった都市機能の緩やかな誘導を促す区域として「住みいるシティ拠点エリア」を設定し、区域内への立地を誘導する具体的な都市機能を「誘導施設」として設定</p>

しています。また、住まいるシティ拠点エリアを含む周辺や、利便性が高い公共交通の沿線などに、居住の誘導や集積を目指すエリアとして、「住まいるエリア」を設定し、それぞれのエリアにおける都市機能や居住の誘導に関する施策や目標値を示しています。それから、近年、全国的に頻発化、激甚化する自然災害をうけて、より安全な居住地の形成を目指した、防災・減災まちづくりを推進するため、「防災・減災まちづくり計画」を策定しています。

次に、6ページをご覧ください。本計画の位置付けですが、都市計画法に基づいて策定された「焼津市都市計画マスタープラン」の一部とみなされています。この計画の対象区域は、焼津市全域であり、概ね20年後の都市の姿を展望し策定するため、令和26(2044)年度を目標年次としています。

次に、7ページから9ページをご覧ください。

ここでは、計画策定を進めるうえで、都市づくりの今後の課題として、3つの課題を整理しています。一つ目が、7ページの人口減少がもたらす「都市機能の維持」二つ目に8ページの「安全で良好な住環境の創出による人口の維持」、三つ目に9ページの「超高齢社会に適応した都市づくり」を課題として整理しています。

次に11ページをご覧ください。都市づくりの今度の課題を受けて、「スマート新時代 豊かなくらしが未来へつながる住まいる City Yaizu」を将来都市像とし、住まいる City Yaizu の実現に向けて、3つのまちづくりの方針を設定しています。

12ページをご覧ください。スマートなまちの構築に向けて、方針1「人・もの」が集まり、活気に満ちた豊かな市民生活を支える集積拠点の形成」住まいるライフの実現に向けて、方針2希望と喜びに満ちた、心安らぐ住環境の形成スマートな移動の実現に向けて、方針3移動しやすく、歩きたくなる快適なまち環境の形成としています。

次に、14ページと15ページをご覧ください。

まちづくりの方針1として、「人・もの」が集まる集積拠点の形成を図るための主要拠点を設定しています。拠点の設定においては、都市マスで示す8つの拠点のうち、各種都市機能の集積状況や公共交通の路線状況を踏まえ1つの都市拠点と3つの地域拠点を設定しています。都市拠点として、「焼津駅周辺都市拠点」、地域拠点として、「西焼津駅周辺地域拠点」、「中部地域拠点」、「大井川地域拠点」を設定しています。4つの拠点を結ぶ東海道本線、バス路線やデマンドタクシーを拠点間ネットワークとして設定し、将来都市像を具体化するために、多極的に連携する都市構造として、「多極地域連携都市」を設定しました。

16ページをご覧ください。多極地域連携都市構造の拠点間ネットワーク図を示しています。東海道本線を広域幹線連携軸とし、焼津駅周辺都市拠点から中部地域拠点を經由し、大井川地域拠点を結ぶバ

ス路線を幹線連携軸としています。また、その他のバス路線、デマンドタクシーを支線連携軸としています。

次に、17 ページをご覧ください。ここでは、各主要拠点周辺に、医療、福祉、商業等の都市機能を集積し、各種サービスの効率的な提供を図るため、都市機能の誘導を緩やかに促す区域として設定した、住まいるシティ拠点エリアについて記載しています。当エリアは、焼津駅周辺都市拠点、西焼津駅周辺地域拠点、中部地域拠点に設定し、大井川地域拠点は、市街化調整区域であり、法的な区域設定はできませんが、本市の独自区域として、生活交流区域を設定しています。

18 ページをご覧ください。

住まいるシティ拠点エリアの設定手順です。市街化調整区域などの法的に含めない区域を除き、ステップ1として、集積拠点へのアクセスが確保されているエリアに設定しています。ステップ2として、都市機能が立地できる用途地域をエリアに設定しています。ステップ3として、防災・減災まちづくりの取組として都市機能の誘導を回避する区域を検討しています。以上の手順で設定し、地形地物等を踏まえてエリアを設定しています。具体的な各拠点エリアについては、21 ページをご覧ください。焼津駅周辺都市拠点における、住まいるシティ拠点エリアを示しています。焼津駅、市役所本庁舎、アトレ庁舎といった拠点を中心に赤線で囲った範囲をエリアとしています。次に24 ページをご覧ください。西焼津駅周辺地域拠点における、住まいるシティ拠点エリアを示しています。西焼津駅を中心に赤線で囲った範囲をエリアとしています。次に27 ページをご覧ください。中部地域拠点における、住まいるシティ拠点エリアを示しています。市立総合病院、消防防災センターを中心に赤線で囲った範囲をエリアとしています。

28 ページと29 ページをご覧ください。大井川地域拠点については、市街化調整区域における独自区域として生活交流区域を設定しています。設定した区域は、大井川庁舎を中心とした徒歩圏や大規模既存集落区域が指定されている区域などとしています。

次に、31 ページをご覧ください。ここからは、先ほど設定した、住まいるシティ拠点エリアへの緩やかな誘導を目指す具体的な「誘導施設」を設定しています。31 ページから39 ページまでは、各都市機能の既存の立地状況と、誘導施設に設定するもの、しないものについて記載しています。設定においては、既存の都市機能の立地維持を図るために設定している都市機能や、新たな立地を目指すとしている都市機能があります。

次に40 ページをご覧ください。

ここでは、誘導施設の設定内容を記載し、41 ページから46 ページまでは、各拠点における都市機能の必要性などをまとめています。47 ページをご覧ください。前段で整理した、各拠点における都市機能

の立地状況や、都市機能の必要性をもとに設定した誘導施設を、各機能別、拠点別に整理しています。

48 ページをご覧ください。焼津駅周辺都市拠点の住まいるシティ拠点エリアは、津波浸水が想定されており、津波対策施設の整備等により、地域の安全性が向上することが確認できるまでは、誘導施設を新たに整備する場合の条件として、「焼津市津波避難ビルガイドライン」の津波避難ビル等の指定要件を全て満たした施設等を誘導施設として設定しています。

49 ページをご覧ください。ここでは、住まいるエリアの設定について記載しています。住まいるエリアは、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスや地域コミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導しようとする区域です。

52 ページをご覧ください。住まいるエリアの設定手順を示しています。市街化調整区域などの法的に含めない区域を除き、ステップ1として、住まいるシティ拠点エリアと、2040年に人口密度の将来推計で40人/haが確保されている区域を設定しています。ステップ2として、集積拠点へのアクセスが確保されている区域をエリアに設定しています。ステップ3として、土地区画整理事業や民間開発事業により都市基盤が整備されている区域を設定します。ステップ4として、防災・減災まちづくりの取組として都市機能の誘導を回避する区域を検討しています。以上の手順で設定し、地形地物等を踏まえてエリアを設定したものが、61ページに記載しています。

次に62ページをご覧ください。ここからは、前段で設定した、それぞれの区域への緩やかな誘導を促すための「誘導施策」を設定しています。将来都市像の実現に向けたそれぞれの課題に対し、3つのまちづくりの方針に即した、施策の方向性を示しています。一つは、都市機能の誘導・維持に係わる施策、一つは、居住の誘導に係わる施策、一つは公共交通を核とした人の移動に関する施策です。

63ページに施策体系図を記載していますが、それぞれの施策の方向性に対し、右側の赤色で示した施策と取組内容を整理しています。上段の都市機能の誘導施策と取組では、各拠点が目指すまちづくりの実現に向けて、拠点周辺に設定した住まいるシティ拠点エリア内に、拠点別の誘導施設の誘導と、既存立地している誘導施設の維持を図るための、誘導施策を推進します。カッコ2の市が実施する都市機能の誘導施策としては、施策1の「都市機能の整備と誘導」、「公共施設等総合管理計画と連携した都市機能の誘導」などの取組と、施策2の、(仮称)焼津にぎわい・まちづくり戦略の推進として、「焼津駅前再開発事業の推進」などを施策としています。次に、中段の住まいるエリア内への居住の誘導を図るための施策と取組では、施策1の居住の誘導として、「焼津駅前再開発事業の推進」、施策2の選ばれる居住地の形成として、「土地区画整理事業の推進」、施策3

の安全・安心な住環境づくりとして、「防災・減災まちづくりの推進」などを施策としています。次に下段の、公共交通を核とした人の移動に関する施策と取組では、施策1の公共交通ネットワークの強化として、「地域公共交通計画と連携した都市構造の構築」、施策2の公共交通結節点の機能の利便性の向上として、「焼津駅や駅前広場の再整備」、施策3の歩いて楽しい、歩いて暮らせる環境づくりとして、「自動車に依存しない移動環境の創出、施策4の便利に快適にスマートな移動手段の構築として、「先端技術を活用したスマートな移動の実現」などを施策としています。なお、個別の施策の内容につきましては、64ページから85ページに記載しています。

次に、86ページと87ページをご覧ください。ここでは、本計画の施策を推進するために、都市機能の誘導と集積、居住の誘導と集積、公共交通に関する評価指標と目標値を設定しています。(1)の都市機能の誘導に関しては、基準値に対して漸増(ぜんぞう)としています。(2)の居住の誘導に関しては、将来的な人口減少を加味しつつ、既成市街地の人口密度基準値である、40人/ha以上を目指すとしています。(3)の公共交通に関しては、各拠点におけるバス利用者数とデマンドタクシーの利用者数の増加を目標値に設定しています。

88ページをご覧ください。計画の進行管理として、PDCAサイクルによる進行管理を行い、概ね5年ごとに計画目標に対する施策の推進状況の確認と評価を行い、必要に応じて見直しするとしています。

89ページをご覧ください。ここでは、住まいるエリア以外の市街化区域や市街化調整区域におけるまちづくりについて、居住環境を中心に記載しています。住まいるエリアに含まない市街化区域を「住まいる環境保全エリア」とし、市街化調整区域を「田園住まいる共生エリア」に設定しています。

90ページをご覧ください。住まいる環境保全エリアでは、引き続き各用途地域にふさわしい建築物の用途、形態を制限しつつ良好な住環境を保全していきます。田園住まいる共生エリアでは、無秩序な宅地開発や土地利用を抑制し、住まいるエリア内への居住の緩やかな誘導を促しつつ、地域の歴史・文化の継承、保全及び周辺の自然環境や営農環境との調和・共生に留意した良好な住環境と営農環境、地域産業の良好な操業環境の保全を図るとしています。

95ページをご覧ください。防災・減災まちづくり計画は、全国的に頻発化・激甚化する自然災害に対し、居住エリアの安全確保などの観点から、立地適正化計画に位置付けすることが都市再生特別措置法で規定されています。中段をご覧ください。本市においては、地理的要因から様々な災害ハザードのリスクを抱えています。本市の防災・減災まちづくり計画では、市内で発生する様々な災害リスクを分析し、課題を整理したうえで、本市が海の恵みと共に発展した

歴史的経緯を踏まえつつ、海を活かした産業、観光資源等の地域活力と安全・安心な暮らしが共存するまちづくりを目指し、様々な防災・減災対策に加え、立地適正化計画が目指すまちづくりと連動した、ハード・ソフトの多重防御の取組による居住地のさらなる安全性を高めるための、防災・減災まちづくりに取り組むとともに、取組の対策効果を検証しつつ、残存する災害リスクや最新の災害リスクを継続的に把握し、必要な取組を検討していくこととしています。96 ページをご覧ください。計画の基本方針を、「地域資源を活かし活力みなぎる地域と心安らぐ暮らしが共存する住まいる City Yaizu」とし、計画では、自然の力を正しく理解し、正しく恐れながらも地域資源を活かした心安らぐ暮らしの実現に向けて、身近で起こりえる自然災害のリスクと災害リスクが高い地域を継続的に把握し、まちづくりにおける課題について、様々な取組みとその対策効果を検証しつつ整理した上で、防災・減災まちづくりを推進していくこととしています。

98 ページをご覧ください。本市の災害ハザード情報をまとめています。本市では、水災害、地震・津波災害、土砂災害の発生が懸念されています。99 ページから 131 ページにわたり、災害ハザード情報別に、その種類と発生による影響、災害ハザード情報の中から特にリスクが高い地域の抽出と抽出基準を記載しています。時間の関係上全ての説明ができませんので、水災害を一例に説明いたします。99 ページをご覧ください。99 ページ、100 ページに水災害の種類と懸念される影響などを記載しています。

102 ページをご覧ください。ここでは、水災害に係る災害ハザード情報を記載しています。103 ページには、水災害による災害リスクが高い地域を把握するための抽出基準を設定しています。洪水や高潮、内水浸水においては、垂直避難が困難となる 3.0m を超える浸水深が想定されている区域と、家屋の倒壊・流出を伴う激しい水流の発生が想定されている、家屋倒壊等氾濫想定区域としています。104 ページでは、洪水・高潮浸水の継続時間が 72 時間継続する区域や、近年発生した浸水区域を抽出基準としています。

106 ページをご覧ください。最大想定規模の降雨により発生が想定されている浸水エリアにおける災害リスクを示しています。また、107 ページでは、高リスクとして抽出したエリアの詳細な地図を地域別に示しています。108 ページには家屋倒壊等氾濫想定区域、110 ページには、洪水浸水継続時間、112 ページには、内水浸水、114 ページには、高潮浸水、116 ページには、高潮浸水継続時間、118 ページには、浸水履歴による災害リスクを抽出しています。122 ページからは、水災害と同様に、地震・津波災害について、129 ページからは、土砂災害についてそれぞれ災害リスクなどを整理しています。

132 ページをご覧ください。

前段で抽出した、災害リスクが比較的高い地域について、住まいる

エリアとして設定したエリアに含めるか含めないかの検討をおこなっています。結果的に、含めないとした地域は、133 ページから 136 ページの瀬戸川・朝比奈川沿い、木屋川沿いに想定されている家屋倒壊等氾濫想定区域を含めないこととしました。

この区域では、想定される最大規模の降雨による洪水により、家屋の倒壊、流出をもたらす洪水の発生が想定されています。

139 ページをご覧ください。

焼津駅周辺の住まいるエリアには、2.0mを超える津波浸水が想定される区域があります。

140 ページをご覧ください。焼津市津波シミュレーションにより、津波対策施設の整備により、将来的な減災効果が確認されていることや、民間活力を活かしたまちづくりの推進と、津波避難施設を有した誘導施設の誘導並びに、市役所などの既存の防災都市機能との官民連携による防災・減災まちづくりを推進することで、地域防災力のさらなる向上が期待できることから、住まいるエリアに含めることとしています。

142 ページから 144 ページをご覧ください。ここでは、抽出された災害リスクなどにおける、防災上の課題を市域の課題、沿岸部における課題、地域固有の課題として整理しています。

145 ページをご覧ください。具体的な防災・減災まちづくりの取組を記載しています。そのなかで、「防ぐ・減らす」や、「逃げる」といった取組の方針と合わせて、「回避する」を設定し、災害リスクの高い地域における居住者のリスク回避と対策の推進を掲げています。

149 ページ、150 ページをご覧ください。ここでは具体的な取組の一覧を記載し、151 ページから 154 ページに地域別の取組を記載しています。取組については、地震・津波アクションプログラムや各河川の水系の流域治水プロジェクトや水災害対策プランといった既往計画で進められている様々な対策と、立地適正化計画が目指すまちづくりと連動した、ハード・ソフトの多重防御の取組による居住地のさらなる安全性を高める取組を整理しています。

155 ページをご覧ください。155 ページから 165 ページにかけては、これまでに実施してきた地震・津波対策の効果や、焼津市津波シミュレーション結果などを整理しています。

166 ページをご覧ください。166 ページから 168 ページには、災害リスクが比較的高い地域に居住する人口の割合や、焼津漁港における胸壁の整備率、住宅の耐震率などを設定した取組目標を記載しています。計画の概要説明は以上になります。なお、本計画の市民説明会を、昨年 12 月 10 日、日曜日の午前と午後で開催し、52 名の市民の皆様に参加いただきました。参加者からは、市の既存計画との関係性や、住まいるエリアから家屋倒壊等氾濫想定区域を除外する事への影響、市街化調整区域の今後のまちづくりなどについて、ご意見がありました。また、市民説明会と併せて、12 月 4 日から今年

	<p>の1月5日までの期間で、パブリックコメントを実施し、意見を募集しましたが、意見はありませんでした。事務局からは以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
池田会長	<p>ただいま説明がありました、議案第4号『焼津市立地適正化計画(案)について』、委員の皆様からご意見やご質問等がございましたらお願いいたします。膨大な量なので大変ですけれども、よろしく申し上げます。私は作成者側ですので、最後に意見させていただきたいと思っております。</p>
岡田委員	<p>大変長いご説明ありがとうございました。先ほどの説明でパブリックコメントでは意見がなかった。そして、説明会で出た意見、これについても大体そのようなものだろうなという感じはします。住まいるエリアの設定について、以前、川口委員からも10年ほど前ですか、焼津市は焼津駅周辺の地域が中心ですよと、人口や経済的な問題についても、ここが中心なんじゃないかといった意見をいただきました。それから10年経つ間に、色々と考えた中で、やはり住環境の整備について、それが、計画目標に設定された住まいるエリアの人口密度をみると、現状は減っていますね。そして、それを維持していくためにはどうしたら良いのか、そのためにいろいろな形でやってきたと思うのですが、中心を焼津駅に置いているという考え方はどうなんだろうと、むしろ病院などが中心になっていくのではないかと感じはしますが、この人口密度の低下抑制、これだけ、気になったものですから、どのような根拠で、また、低下を抑制するためには、どのような形でやっていくのか、議論されたのか教えていただけますか。</p>
事務局 村松主任主査	<p>ご意見をいただきありがとうございます。計画の策定を進めるにあたりまして、各地域の人口密度の現状を調査させていただいております。また、将来的な人口密度の動向を踏まえつつ、適正に誘導していくことで、人口密度が高まっていくのかといったことを検証しています。本編の11章参考資料として169ページになりますが、都市構造の見通しとして、平成27年度の人口密度が20年後の令和27年にどのように変化してくのか示した地図があります。171ページ以降に、市全体の人口、年少人口、生産年齢人口、高齢者人口を記載しています。人口の推計を見ながらエリアの設定をしています。また、重要視しているものとして、委員がおっしゃる、拠点をどこに設定するのかといったところで、焼津市においては、焼津駅を中心としたエリア、西焼津駅を中心としたエリア、病院を中心とした南部区画整理事業で整備された区域を市街化区域の中の主要な拠点に設定し、また、その周辺に都市機能、人口を集積していく、さらには、拠点を利便性の高い公共交通で結ぶことによって、更なる利便性の向上と誘導を図るとし、そのようなことから将来人口を見据えた中で、区域を設定しつつ、将来人口の目標値につきましても、現</p>

	<p>状値から人口が減少することを踏まえつつ、計画の取組として、駅周辺の再開発などの事業や、区画整理事業といった、居住を誘導する施策を展開することを踏まえ、目標値を設定しているところです。</p>
岡田委員	<p>大体的内容もわかりますし、方向性もわかりますが、やはり市街化調整区域、農業振興地域を念頭に置いた住まいるエリアを計画していただきたいと思います。今後の農業政策や、工場用地の確保なども踏まえた全体の都市計画とどのように整合していくのか、住民に対しての説明が重要になると思います</p>
池田会長	<p>ありがとうございました。他に何かご意見ございますでしょうか。</p>
村松委員	<p>岡田委員がおっしゃった市街化調整区域ですが、中学校区単位のところ、公民館があり、歴史的に安全であるからこそ住んでいる経緯があると思います。昔で言えば和田村や小川町、大富村など安全なところだから住んでいたといった歴史的経緯があると思います。市街化区域の住まいるエリアに集中していきたいといったことはわかりますが、焼津市はさほど大きくなく、他では焼津市の4倍や5倍といった大規模の市もあり、国の方向性はあると思いますが、全て乗っかる必要はないと思います。誘導施設においても、銀行が誘導施設になっているところもあれば、焼津市のようにないところもあります。地域によって違いがあると思います。90ページにも記載がありますが、地域の歴史、文化の継承などは、その地域の独自なものであり、住まいるエリアに誘導されてしまうと人が減ってしまう。土地の値段は安くなっており、以前の半額や、坪単価5万円程度の土地が焼津市には沢山あります。そうすると、市外から越してくる人もいます。</p> <p>はじめに“都”と記載があるが、どういう表現で都としているのか、地域から見て都に見えるのでしょうか。</p> <p>都市計画区域は市域全域であり、市街化区域だけではなく、市街化調整区域の方も大事にしていただける施策をもっと入れていただいた方がよいのではないのでしょうか。また、一度の河川の氾濫で危険性が高いよう思われてしまうと焼津市のイメージダウンになってしまうわかないか。1,000年に一回の降雨による災害の危険性を記載してしまうと危ないイメージに繋がってしまうと思います。</p> <p>新築が建築されているのは、南部区画整理事業区域と豊田地区が圧倒的に多いです。下小田の住宅に囲まれた農地が開発されていて、坪単価10万円ぐらいで土地が買え、すでに自然と誘導されているので、新たに中心への誘導を促すことはどうなのかと。</p> <p>焼津市自体がもともと、静岡や清水から人が来て人口が倍になって、現在の14万都市になっています。</p> <p>大井川や田尻において、県の住宅供給公社が中心ではなく土地の安い郊外に宅地開発し分譲した経緯があります。また街中の人、緑が多く、風通しがよい広い土地を求めているといったこともあります。計画を進めていくうえで、今後の見直しの時にそのような実態</p>

	を見ながら検討をお願いしたいと思います。
池田会長	ありがとうございました。他に何かご意見ございますでしょうか。
内山委員	<p>島田土木事務所の内山です。非常に膨大な資料の説明をいただきありがとうございます。少し気になったのは、島田土木事務所と焼津市で内水浸水対策について、色々取り組んでおります。その中で、148 ページにも、水災害対策プランの記載があり、149 ページからいろいろな具体的な取組が出されています。例えば水害のところでは、ハード対策について流出抑制対策の推進として、各戸貯留や水田貯留といったものが書かれています。水災害プランを市の皆さんと検討しているなかで、市が所有している公園などの公共施設への一時貯留といったことも検討しています。その他にも国土交通省が作成した水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドラインというものがありまして、地区計画制度を用いて、建物を浸水想定区域よりも床面を高くする、地盤を高くするといったルール設定することも可能となるような法改正などがされています。今回の立地適正化計画は土地利用の観点から踏まえた計画ですので、検討していただければと思います。また、防災の取組について、都市計画審議会が年に1回は開催されると思いますので、防災まちづくりに関する取組の状況について報告をいただけるなら、この計画も5年を目途に見直すことになっていきますので、ぜひ、そのような報告もしていただければと思います。それから、100 ページに、雨水出水（内水）というものがございまして、豪雨による浸水被害は、雨水出水（内水）によるものが多い傾向にありますと記載があります。143 ページに防災・減災まちづくりの課題の中に、沿岸部における課題として、内水による浸水被害の軽減に向けた取組がございまして、ここに記載されているのは、沿岸部を中心に過去に内水により浸水被害が発生しています。1,000 年や 50 年に一度の確立よりも低い頻度で発生する洪水に対して被害の軽減に向けた排水施設の整備、防災意識の向上、避難体制の強化など、ソフト対策による自助・共助の取組が必要であると記載されています。100 ページでは内水による被害が多い傾向とされ、143 ページでは 1,000 年や 50 年のよりも低い頻度で発生する行為に対して、ソフト対策が必要ですねといった記載になっています。これは、恐らく都市下水路関係のシミュレーション結果で、内水で 3 m 程度の浸水が発生するといったことは、ものすごい確率の時にそういった現象が起こるといったことを背景に記載されていると思うのですが、ここだけ読むと少しわかりにくいと思います。そのような説明をする機会がございましたら、対応していただければと思います。私からの意見と要望のような内容です。</p>
池田会長	ありがとうございます。今のような地区計画制度でルールを作って、水害対策によるまちづくりを進めていこうといったことを盛り込んでいくことは無理でしょうか。見直しの時となるのでしょうか。
事務局	現計画案においては、新たな地区計画を整理して盛り込むことは考

村松主任主査	<p>えていません。今後の見直しの中で、再度検討させていただきたいと思ひます。</p>
岡本委員	<p>市民代表の岡本です。よろしくお願ひします。資料説明ありがとうございます。焼津駅前や西焼津の駅前、病院周辺を拠点として、住まいるエリアに設定されているわけですが、これからの時代、集中と選択でしょうか、都市全体で網羅的に政策を打ち立てる時代ではなのかなと思ひています。そういう意味ではこのような重点的に開発していくエリアを設定するのは非常に重要なものと思ひます。これから20年30年後も焼津市が勝ち抜いていく都市のビジョンとしては本当に大切なものかなと思ひます。その中で63ページの施策体系の中で、スマートなまちづくり、住まいるライフ、スマートな移動ということで、それぞれ施策があるかと思ひます。このうち、スマートなまちの施策で焼津駅前再開発事業があります。また、駅前通り商店街エリアのにぎわいの創出があります。それぞれのエリアについて、具体的な施策があるかと思ひますが、西焼津駅周辺や病院周辺における具体的な施策があれば教えていただければと思ひます。市が考えている具体期な施策があれば市民が見たときにこの計画の理解度が深まるのではないかと思ひます。もしなければ市として考えていただければと思ひます。それから2点目としてまちづくりの集中と選択をしなくてはならない時代に来てはいますが、市民の立場からすると、大井川でも、東益津でも、それから八幡でもそれぞれが市街化調整区域であります、それぞれのコミュニティを形成して日常生活をおくっている市民が多くいるかと思ひます。この施策では計画には入らないかもしれませんが、我々自治会の中でも非常にコミュニティを形成することが難しい時代になってきています。役員が選出されないですとか、自治会活動に参加しないとか。極端なことを言えば、つつじ平団地の自治会は、高齢化率が52パーセントです。コミュニティで働く、動く人がいないという現状があります。焼津市全体として、何らかの目を向けていただければ、ありがたいと思ひています。よろしくお願ひします。</p>
事務局 村松主任主査	<p>ご意見ありがとうございます。まず、拠点におけます、まちづくりの方向性につきましては、病院周辺のエリアについては、引き続き区画整理事業の推進を図り早期完成に向けて進めているところであります。また、その周辺では、会下ノ島石津土地区画整理事業が進められています。そういった事業を整備の核として居住の誘導を図りつつ、病院の交通結節点における公共交通の利便性を高め、まちづくりを発展させていきたい。また、新病院の建設や、大型商業施設の維持に向けた居住の誘導も必要であると考えています。西焼津駅周辺については、市が直接何かを整備していくといった動きは特にありませんが、豊田公民館移転、建て替えが計画されています。立地適正化計画の中では、公民館を小さな拠点として位置付けています。小さな拠点は地域コミュニティの中心になる拠点と考えており、周</p>

	<p>辺の大きな拠点と連動したまちづくりを進めていきたいと考えています。また、市街化調整区域のまちづくりについては、先ほどからご意見をいただいておりますが、立地適正化計画の中で区域を設定するのはあくまでも市街化区域になりますが、計画としては市域全体を計画区域として位置付けております。住まいるエリアへの誘導が計画の内容となりますが、市街化調整区域におきましても、今までの歴史文化を踏まえて、そこに歴史があって人が住んでいることとなりますので、居住地における地域コミュニティは引き続き重要視しています。そこに関しては、立地適正化計画に限らず総合計画も含めて政策として展開させていただいているところになります。</p>
岡本委員	<p>ありがとうございます。それぞれの拠点に対して、魅力ある政策による人の誘導を図っていただきたいと思います。と同時に、産業も、ある意味発展をさせないと人を誘導できないかと思いますので、そのようなところも含めながら良い政策を打っていただければと思います。よろしくをお願いします。</p>
池田会長	<p>ありがとうございます。他に何かご意見、ご質問等がございますでしょうか。</p>
増田委員	<p>今回の計画は、都市再生特別措置法に基づく20年後の計画という位置づけのようですが、国の予算的なバックアップが法律に基づいてあるのかと思いますが、そのあたりの状況を教えてください。</p>
事務局 村松主任主査	<p>立地適正化計画は、国としてコンパクトシティの推進に位置付けられる計画です。67ページをご覧ください。誘導施策の一つとして焼津駅前再開発事業がありますが、新たな事業を実施するにあたり、市で設定したエリアの中であれば、国庫補助額の嵩上げといった措置があります。同じく、66ページになりますが、都市構造再編集集中支援事業といったまちを造る事業もあります。</p> <p>住まいるエリアや住まいるシティ拠点エリアの中のこのような整備に関わる事業については、国の方で支援していただけるといったことが立地適正化計画の一つのメリットにもなります。</p>
秋山委員	<p>増田委員と同じく、この計画を策定することによって、どのような補助メニューがあり、どのような事業を計画されているのか具体的に聞きたいと思っていました。全体をとおして、一つ一つ確認することは難しいので、概略を読ませていただいた中で、どうしても違和感がありまして、冒頭に岡田委員が焼津駅周辺を中心として捉えてよいのかといった指摘がありましたが、例えば、空き家の状況が資料編に記載されているかと思いますが、浜通りの周辺に空き家が集中している状況でも、誘導区域から外れることなくエリアに含まれている。現状は空き家によりスポンジのようになっている。そのような状況になっているのには理由があるということなのですが、現状と20年後というものに矛盾があり、現実にあっていないところがあるような気がするというのが感想でした。質問ではない質問に</p>

	<p>なるかと思いますが、もし答えいただけるのであればと思ったのですが、非常に魅力的なフレーズがあるなと思って読ませていただきました。例えば10ページになりますが、環境に優しいまちづくりというものが3にありまして、都市計画マスタープランにおける基本的な考え方ということで、自動車に依存しなくても生活できるまちづくりを進めますとありまして、これは環境のことを考えましても本当に、実現できたら素晴らしいと思います。ただ、私たちが自動車で移動することが便利となるように、街や道路が作られきているわけなので、そのような生活に慣れてしまっていること、どうやって価値観といいますか、スタイルを変えていくのか、大きなことだと思いました。これも魅力的な挑戦だなと思いました。お答えいただけるのであれば、11ページに「歩きたくなる生活スタイルへの転換を目指し、誰もが笑顔で生き生きと暮らすことができる新しい時代を新たな価値観を取り入れながら、市民とともに創出します。」とありますが、この新たな価値観というのは、こういった価値観を想定しているのでしょうか。</p>
事務局 村松主任主査	<p>ありがとうございます。新たな価値観という言葉ですが、同じページの上段に将来都市像を設定した経緯を記載しています。読み上げさせていただきます。「高度経済成長とともに発展した本市は平成から令和へと新たな時代の幕開けとともに大きく変化した社会の常識や人々の価値観依に柔軟に対応しつつ」としています。一つは大きな社会変化としてコロナの関係、それからDXや自動運転などによる社会の変化があり、それに伴い、そのような変化を享受する人々の価値観も変化していることを踏まえて、柔軟に対応していく都市計画が必要であるとしています。</p>
秋山委員	<p>そうしますと、テクノロジーといいますか、技術的なことが念頭にあるのかなと思いました。コロナは確かに感染症で大規模なことではありましたが、それ以外にも例えば3.11や原発事故、食料需給率の問題、戦争や物価の高騰ですとか様々なことがあって、私たち人間は消費するだけで生きているわけではなく、今回の立地適正化計画が土地利用から見た都市計画で、先ほど他の委員の発言もありましたが、土地はそもそも活用するものではあるけれど、食べるものを育てるとか、私たちが生きるために欠かせない、そういったものが基盤にあると思うので、その辺を再開発や区画整理がこの計画を策定することで、様々な補助メニューが用意され、開発されていくことはあるかもしれませんが、そういったところ、この新たな価値観というところで色々連想して考えさせられたという意見です。</p>
池田会長	<p>そういう意味では、立地適正化計画は、都市機能の立地と居住機能の立地の適正化ですから、農地として保存すべき場所であればそれはそういったものの立地には適していないことになるわけです。</p>
秋山委員	<p>新たな価値観っていうところがすごく魅力的なフレーズであったので、皆さんがどのようにそれぞれ考えられていたのかと思いました。</p>

池田会長	この計画は総合計画ではありませんので、ある一部の計画ですので全てを網羅することはなかなか難しいと思います。もちろん思考の中では全てを網羅して考えることは重要だと思います。
川口委員	<p>策定に携わってきた立場ですので、意見というよりは、今全体のお話を伺っての話として、基本的な大きなお話としては、人口が現実問題として減って欲しくはないけど、減っていくのが現実です。これは皆さんが合意できている状況。その上で、人々がよりよく暮らしていける都市はどのような都市なのかが根本にあるなかで、先ほどから少し気になる議論としてあるのが、中心部に集約してあらゆる投資をしていくという発想が、立地適正化計画のベースではないところを少し理解して欲しいです。なぜそこが拠点として必要なかが背景としてある。乱暴かもしれませんがぐだけて言いますと、自分が住んでいるところに便利な商店が欲しい、あちらにできたなら、こちらにも欲しい。というよりも、便利な中心なエリアをつかって、そこに人がアクセスすれば、いろいろなところを回って車の移動でエネルギーを使いながら生活しなくても、ある程度のエリアのところに行けば、歩いて移動しながら必要な機能を利用できることがベースにあります。ただし、そこだけが良くなればいってわけではなくて、そこに行く人が幸せでなければいけないわけで、先ほどもコミュニティの問題もありましたが、コミュニティの維持となると、一定の人口バランスとボリュームがある程度維持された方がより良い街をつくりやすいだろうと。そういう発想です。そうになると、一定の規則を定めながら、あるエリアに今後は住むようにしましょうよ。そうすれば、コミュニティの維持においても、公共交通を維持する場合におけるアクセス性の確保や利用者がいないと無くなってしまいます状況を避けたいよね。だから、一定の、都市機能の集積や人が住むような状況を都市全体として、便利で住みやすい、そういう場所をつくっていきましょうねっていうのがベースにあります。で、そこだけで議論するのではなく焼津市ならではの特性で、ここでも議論がありましたが、大井川の拠点は、都市再生特別措置法では、市街化調整区域に拠点を置くって発想はないはずですが、大井川の拠点は必要な拠点だよねってところの議論が策定委員会等でもなされ、大井川の拠点は他から見ると異例ではありますが、焼津の特性をその様なところでも留意しながらプロセスを経ながら、この段階までできているということです。もう一点私が申しあげたいのは、行政が何でもかんでもやる時代ではないし、もうできないです。となると、民間との関係において、民間の投資を誘導したり、交通事業者がちゃんと営業できるようにその環境を整えたりってことをしないと、やってくれ、でもできませんって事になるので、民間が焼津市で交通事業を継続していきたい、あるいは一定の投資をしながら都市機能を維持させていきたくと思わせるまちづくりが都市間競争を生き抜いていく上で、非常に重要で、そのために、</p>

	<p>何をしたらよいか予算や制度に限界がある中で施策を絞り出していただいているのが現状だと思います。また、先ほどの新しい価値観ってというのは、私の意見としては策定に関わっているので、これを言ってよいか迷いますが、新しい価値観で時代変化が大きい流れの中で、焼津市ならでの焼津の魅力を外に発信できる事業は何かといったところは、この計画の中で位置づけできないと思いますが、都市の魅力を高める施策については、ぜひもう少し、知恵を絞っていただきたいなと思います。国の施策や縛りがあるなかで計画を組み立てていかななくてはならないところがあり、書き込みきれないと思いますが、市民の皆さんが応援しながら焼津ならでのものは何かここをスタートに考えていただきたいというのが私の意見です。</p>
<p>池田会長</p>	<p>まだ、他にご意見ありますか。</p> <p>私から、計画に対する意見ではなくて、私は、防災が専門ですのでその視点から言わせていただきます。川口委員からもありましたが、防災も同様に、もはや行政に全てを頼って、全てがうまくいく時代でもなくなってきています。161 ページの防潮堤を整備することによって津波浸水が減る、こういう整備はもちろん行政がやらなければならないのですが、これが完成するまでは少し時間がかかるわけで、それに対して現状として、128 ページにあるような、焼津市さんから言わせると少しデータが古いということですが、特定避難困難地域がまだ、このようにあり、徐々に解消しつつありますという話ですが、そこにはやはり何十年の期間がかかるということがあって、その中で、48 ページの津波浸水が想定されている区域における誘導施設については、津波避難ビルの指定ガイドラインを満たすような施設を誘導するというような、まさに民間の力を利用した形で、都市計画的に防災を進めていくことは重要ですが、それが何十年も掛かっている間、そのまま良いというわけにはいかないの、95 ページになりますが、私が無理やり計画に入れていただいた感じもあるのですが、常に、その残存するリスクを継続的に把握しと書いてあります。これはやっていただきたい。つまり、特定避難困難地域が最終的には防潮堤を整備することで解消するから良いのではなく、解消までは時間を要することなので、その間は、継続的に今の状況、防潮堤がどこまで出来ました、避難ビルもどこまでできました、その結果、津波避難困難区域がどこまで解消しました。といったその状況を、常に継続的に市民に周知させながら、防災対策をしっかりと進めていくということが、立地適正化計画に防災・減災まちづくり計画を記載することとなった理由でもあるので、ぜひ計画を進めていく上で、実行していただきたいと思っています。</p> <p>それでは、本当に色々ご意見いただきまして、皆さんありがとうございます。それでは、議案第4号『焼津市立地適正化計画（案）について』、お諮りします。ご異議ございませんでしょうか。</p>

委員一同	異議なし。
池田会長	<p>それでは議案第4号『焼津市立地適正化計画（案）について』、原案どおりとさせていただきます、市長にその旨答申いたします。</p> <p>それからですね、先ほどの議案第3号について、補足説明が事務局からあります。</p>
建築住宅課 小山課長	<p>お時間いただきまして、すいません。先ほどの議案第3号の稼働時間について、建築主である環境のミカタが、地元で説明した資料が手元になかったため、再度確認させていただきました。説明した内容に間違いがございましたので、再度説明させていただきたいと思っております。議案書の10ページの稼働時間16時間のところですが、環境のミカタが地元の町内会に對しまして、説明をした内容になりますけど、実際に機械が動く時間、機械が稼働している時間が、午前5時半から夜21時半まで、この16時間になります。実際にこの敷地に車が入り出すのは、午前8時から午後5時までとなります。一応、こういう形で、地元の説明の方はさせていただいております。</p> <p>ちなみに、今回、申請地のすぐ真南にあります住宅の方、こちらの方も出席をされていて、ご理解をいただいていると確認しております。説明が間違っていて、すいませんでした。謝罪しまして、訂正させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、秋山委員からお話のありました、地元の自治会、各町内会長と、建築主である環境のミカタとの間で締結されています公害等の防止に関する協定書、それと、生活環境調査の結果ですね。こちらについては、現在、環境のミカタに提示をしていいか確認をしているので、併せて報告させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
池田会長	<p>よろしいでしょうか。以上をもちまして、本日の審議は全て終了いたしました。</p> <p>これより、事務局に進行を引き継がせて頂きますのでよろしくお願いいたします。</p>
閉会	
事務局 鈴木主幹	<p>池田会長、ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、第83回焼津市都市計画審議会を終了いたします。長時間にわたりありがとうございました。</p>